



# 修郎先生の事件簿

小池健一

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生 修郎(さしゅう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスをを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木 一郎 大変だ、大変だ。新しい大臣令の所為でコロナ禍日本退避中の岩隈君が再入国できなくなっちゃったんだ。

佐生 修郎 「法務人権大臣令2020年第26号(10月1日付)」のことだね。この新大臣令で前回の大臣令第11号とそれに関する回状を全て撤回し、コロナ禍の入国制限や特別措置を再整理したのだ。

鈴木 日本退避中にITAS滞在許可の期限が切れた人への救済措置は撤回。「そのITASは無効」。

加えて、期限切れの発行済TELEXやVISAはコロナ禍収束宣言時に自動的に再有効化されるとなっていたが、これも撤回。「再有効化はしない」と明言した。どちらの場合にも、次に入国したければ新しい就労ビザを取り直さなければならぬ。

佐生 現場の勝手な都合で状況が二転三転して見苦しかったし、国外退避中期限切れITASの管理破綻が裏の理由だろう。

鈴木 ひどいよ。岩隈君は11月に「ITKT Mas uk(やむを得ない場合の再入国滞在許可)」で再

## 新大臣令はムチ？ それともアメ？

入国しようしていたのに。今から新しい就労ビザを申請するとすると、1カ月半から2カ月はかかるから、彼の入国は12月末か来年1月にずれ込んでしまうんじゃないか。

佐生 ひとつ、11月に入国できる手段があるぞ。それは2-1-1シングルビネスピザで入国することだ。

鈴木 そうか。救済措置を撤回した「ムチ」とは対照的に入国制限を少し緩和した「アメ」があるのだね。ビジネスビザも家族帯同ビザも制限付きだけど正式に取得出来るようになったのだよな。

プロセスの所要時間だけで入国が可能になるのだ。だから11月中の入国が可能だと言える。

鈴木 「eVISA」っていうのは、TELEXとVISAの機能を一つに合わせたモノと考えれば良いの？

佐生 そう理解しておいて差し支えないだろう。イミグレーションにTELEX申請をした後、許可されると電子ファイルが申請者宛てに送られてくる。それが「eVISA」だ。TELEXビザではなく「eVISA」が送られてくるようになったのだ。それを空港の入国審査カウンターに提示すれば入国できる仕組みだ。

鈴木 オッケー。じゃあ岩隈君には2-1-1ビジネスビザの「eVISA」で入国してもらおう。あれ？ でも、その後はどうすれば良いの？ 3-1-2就労ビザをとれなきゃ就労できないよな。

佐生 さすがは一郎君、良い質問だ。もちろん、3-1-2就労ビザ手続きも並行して進めていかなきゃだめだよ。

鈴木 じゃあ3-1-2就労ビザの「eVISA」が発行されたら、地域イミグレーションにITAS滞在許可への変更を申請するのだ。そうすることによって、出国せず、インドネシアに居ながらにして2-1-1ビジネスビザから「ITASヘコンバージョン」できるのだ。

鈴木 これも新大臣令の「アメ」なの？ 何か落と

し穴がありそうだけど。

佐生 またまたさすがは一郎君。規程と運用が違うという「インドネシアあるある」を理解しているね。

鈴木 こういふ時はシステムでどうなっているかを見るんだってな。

佐生 さよう。TKA ONLINEでのNOTIFICATION申請の際に、3-1-2就労ビザの取得先の指定を「管轄地域イミグレーション」に指定しておくことがポイントだ。これをしておけば、地域イミグレーションでITASコンバージョンをするための「eVISA」が発行されてくる。ITASコンバージョンについては既に実績もあるぞ。

鈴木 とても良い手段だね。でも初めての事だから不安があるよ。

佐生 うん、大切な心構えは、コロナ禍は平常時ではないから、もし何かの想定外の事が起こってもすぐに動揺しないことだ。

鈴木 そういふ意味では、岩隈君は打たれ強いから我が社の第1号としてはピッタリかもしれないな。

佐生 いいぞ、一郎君。このコロナ禍でのオペレーションでだいぶ腹が据わってきたね。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタップへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。54歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。

佐生 修郎 心得えの条

一 コロナ禍での日本退避中ITAS期限切れ、発行済みTELEXおよびVISAの期限切れへの救済措置は全面的に撤回された。翻って、新規ビザ申請が出来るようになったので、迅速に新規申請を開始すると良い。

二 2-1-1シングルビネスピザで先行して入国後、3-1-2就労ビザの「eVISA」に基づいて「ITASコンバージョン」をすることは筋の良い手になるはず。